

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 8 月 9 日

申請者 氏名又は名称

エウゲンカイシャ エリア センボウキョウ  
**有限会社 エリア設備工業**

住所

岸和田市神須屋町1-15-10

代表者氏名

ウエガキヨカズ

電話番号

代表取締役 **植田嘉代一**

FAX番号

**072-426-4333**

メールアドレス

**072-427-5031**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。E-mail yuugeneria 313 @ outlook.jp

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数     1     者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 8 月 9 日

申請者 氏名又は名称

有限会社 エリア設備工業

住 所

岸和田市神須屋町1-15-10

代表者氏名

代表取締役 植田喜代一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ウエダキヨカズ 植田喜代一	
取締役 近ミヨ子	
事業の範囲	管工事業 土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">エリアセンビユウギョウ  <b>有限会社 エリア設備工業</b></p>
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 596-0833  住所 <b>岸和田市神須屋町1-15-10</b>  電話番号 <b>072-426-4338</b>  FAX番号  メールアドレス <b>072-427-5031</b>  E-mail yuugeneria 313 @ outlook.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;"><b>植田喜代一</b></p>	<p style="text-align: center;">第 67389 号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 6 年 8 月 9 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用	金切のこ		6	
	パイプカッター		4	
	エンジンカッター		1	
管の加工用 管の接合用	トーチランプ		4	
	パイプレンチ		8	
	プレーヤー		4	
	やすり		3	
	施盤機	Φ13mm～Φ50mm	1	
	GX管接合金具一式	Φ75～Φ300	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	手動	4	
	水圧テストポンプ	電動	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

R6年 8月 9日

住所 (所在地) 岸和田市神須屋町1-15-10  
 氏名 (名称) 有限会社 エリア設備工業

### 機械器具調書

機械器具名	型式	台数	会社名
水中ポンプ	Φ50	3台	エバラ
エンジンポンプ	Φ75	1台	エバラ
工事用標識板	片側通行・通行止め	6台	ユニット (株)
点滅式黄色灯	H-1.2m	1台	ユニット (株)
バリケード	A型	8台	ユニット (株)
カラーコーン	塩ビ製	20台	トラスト中山 (株)
ガードバー	L=1.8m	20台	トラスト中山 (株)
水圧テストポンプ	手動型	4台	キョーワ (株)
電動テストポンプ	電動型	1台	フジテコム (株)
水平器	φ-300	4台	(株) エビス
勾配計	φ-500	3台	(株) エビス
オートレベル		1台	ムラテックKDS (株)
箱尺	4m	4台	トラスト中山 (株)
巻尺	50m	2台	トラスト中山 (株)
		台	
		台	
		台	
		台	

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 8 月 9 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

岸和田市神須屋町1-15-10  
有限会社 エリア設備工業  
代表取締役 植田喜代一  
TEL 072-426-4338

水道事業者 殿

# 履歴事項全部証明書

大阪府岸和田市神須屋町一丁目15番10号  
有限会社エリア設備工業

会社法人等番号	1201-02-020869	
商号	有限会社エリア設備工業	
本店	大阪府岸和田市神須屋町313番地の6	平成13年 6月11日移転
	大阪府岸和田市神須屋町一丁目15番10号	令和 5年12月 4日住居表示実施 令和 5年12月 4日登記
公告をする方法	官報に掲載している	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月23日登記
会社成立の年月日	平成9年5月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給排水設備工事</li> <li>2. 給排水衛生設備設計施工</li> <li>3. 空調冷暖房設備設計施工</li> <li>4. 消火栓設備設計施工</li> <li>5. 浄化槽設備設計施工</li> <li>6. 受水槽・高架水槽の清掃及び管理</li> <li>7. 建築設備検査業務</li> <li>8. 上記各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給排水設備工事</li> <li>2. 給排水衛生設備設計施工</li> <li>3. 土木工事業</li> <li>4. 空調冷暖房設備設計施工</li> <li>5. 消火栓設備設計施工</li> <li>6. 浄化槽設備設計施工</li> <li>7. 受水槽・高架水槽の清掃及び管理</li> <li>8. 建築設備検査業務</li> <li>9. 上記各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">令和 5年 5月31日変更      令和 5年 6月 8日登記</p>	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月23日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月23日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月23日登記
役員に関する事項	大阪府泉大津市池浦515番地の4（要池住宅4-403号） 取締役 辻ミヨ子	平成12年11月21日就任
	大阪府岸和田市阿間河滝町1534番地の3 取締役 辻ミヨ子	令和3年4月11日住所移転 令和5年6月8日登記
	大阪府岸和田市神須屋町313番地の6 取締役 植田喜代一	
	大阪府岸和田市神須屋町一丁目15番10号 取締役 植田喜代一	令和5年12月4日住居表示実施 令和5年12月4日登記
	代表取締役 植田喜代一	平成12年11月21日就任
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年7月20日移記





大阪府岸和田市神須屋町一丁目15番10号  
有限会社エリア設備工業

COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 6年 8月 9日

大阪法務局岸和田支局

登記官

下 之 園 秀 秋



\*\*\*\*\*  
\* 有限会社 エリア設備工業 \*  
\* \* \* \* \*  
\* 定 款 \*  
\* \* \* \* \*

令和6年8月9日  
岸和田市神須屋町1-15-10  
有限会社 エリア設備工業  
代表取締役 植田喜代一  
TEL 072-426-4333



## 定 款

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、有限会社 エリア設備工業 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事
2. 給排水衛生設備設計施工
3. 空調冷暖房設備設計施工
4. 消火栓設備設計施工
5. 浄化槽設備設計施工
6. 受水槽・高架水槽の清掃及び管理
7. 建築設備検査業務
8. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府岸和田市土生町807番地の2  
に置く。

(資本の総額)

第4条 当会社の資本の総額は、金300万円とする。

第2章 社員および出資

(出資口数および1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを60口に分ち、出資1口の金額は、金5万円とする。

(社員の氏名、住所およびその出資口数)

第6条 社員の氏名および住所ならびにその出資口数は、次のとおりとする。

大阪府岸和田市土生町807番地の2

30口 植田 喜代一

大阪府岸和田市土生町807番地の2

30口 植田 道子

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は、毎年6月に開催し、臨時総会は、その必要がある場合に随時開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- (2) 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれにかわる。

(決 議)

第10条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

● (員 数)

第13条 当社には、取締役3名以内を置く。

(選任の方法)

第14条 当社の取締役は、当社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(社長および代表取締役)

第15条 当社に社長1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

(2) 当社を代表する取締役は、社長とする。

(報酬および退職慰労金)

第16条 取締役の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当社の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(社員配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当す

社章

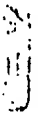
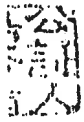


社員 植田 喜代一



社員 植田 道子





平成 9 年登簿第 17211 号
社 員 等 は 何 れ も 代 理 人 福 井 善 昭 を
も っ て 本 職 の 面 前 に お い て 体 定 款 の 記 名 押 印
を 自 認 し 伏 せ ば 可 し
<del>株 主 印 八 七 五</del>
よ っ て こ れ を 認 証 す る。
平成 9 年 5 月 / 日 於 本 職 役 場
大 阪 市 天 王 寺 区 東 高 津 町 11 番 9 号
(日 本 生 命 上 本 町 ビ ル 内)
大 阪 法 務 局 所 属
公 証 人 島 谷 清 印

平 成 九 年 五 月 九 日 公 証 人 島 谷 清



以証は騰本て操陽計下 P 6 7

平 成 2 年 1 月 11 日 於 本 職 役 場 行

大 阪 市 天 正 特 区 東 高 津 町 11 番 9 号 行

(日本生命上本町ビル内)

大 阪 法 務 局 所 属

公 証 人

島 谷 清

清

大 阪 市 天 正 特 区 東 高 津 町 11 番 9 号 行

大 阪 市 天 正 特 区 東 高 津 町 11 番 9 号 行

大 阪 市 天 正 特 区 東 高 津 町 11 番 9 号 行

(日本生命上本町ビル内)

大 阪 市 天 正 特 区 東 高 津 町 11 番 9 号 行

印

島

谷

岸和田市神須屋町313-6

有限会社工リア設備工業

代表取締役 植田喜代一



原本の写しに

相違ない



現行のものと相違ない

岸和田市神尾屋町1-18-10  
有限会社 工巧ア設備工業

代表取締役 楠田喜代一

TEL 072-426-4333



労働安全衛生法による技能講習修了証

氏名 植田 喜代一  
 生年月日 昭和34年 7月20日生  
 本籍地 大阪府  
 住所 大阪府岸和田市  
 神須屋町313-6



交付日 平成22年 2月10日(再)  
 技能講習修了証の種類は裏面に記載

京都労働局長登録教習機関

株式会社日立建機教習センター 京都教習所

技能講習の種類	修了証番号	修了証交付年月日
車両系建設機械(整地等)	第6117600号	昭和63年 6月 9日
玉掛 け	第6103091号	昭和63年 8月 4日

注意事項 1. 本修了証は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。  
 2. 本修了証を滅失又は損傷した時は再交付をうけること。  
 3. 「備考」の欄は、本人において記入しないこと。

備考

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第87389号  
 交付年月日 平成10年 7月22日  
 本籍 大阪府  
 フリガナ ウエダ キヨカズ  
 氏名 植田 喜代一  
 生年月日 昭和34年 7月20日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

JDPA継手接合研修会受講証

氏名 植田 喜代一  
 生年月日 昭和34年7月20日  
 受講証No. 09-D-0096



種別	受講年月日	種別	受講年月日
SM (450mm)	H27. 4. 16		

JDPA 日本ダクタイル鉄管協会理事長

第 6116577 号

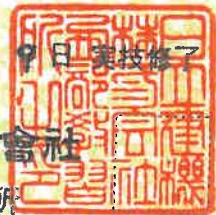
種別 移動式クレーンの運転の業務  
 (つり上げ荷重 5 t未満)

教育修了 昭和 63年 12月 8日 学科修了  
 年月日

昭和 63年 12月 9日 実技修了

学科教育  
 実施者名

日立建機株式会社  
 西部教習所



水道配水用ポリエチレン配管施工講習

受講証



水道配水用ポリエチレン配管に関する下記の施工講習を受講されたことを証します。

植田 喜代一

昭和34年07月20日生

受講証番号 03G152

種類	講習内容	有無
EF①	EFソケット	●
EF②	分水EFサドル	●
幼①	離脱防止形継ぎ輪	●



発行日 平成15年03月05日

水道用ポリエチレン配管研究会  
 会長 下館 忠彦

第六七三八九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

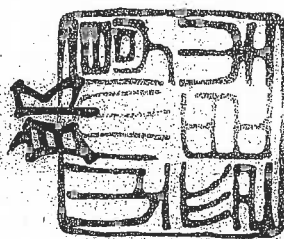
氏名 植田 喜代一

昭和三十四年七月二十日生

水道法(昭和三十年法律第百五十五号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎

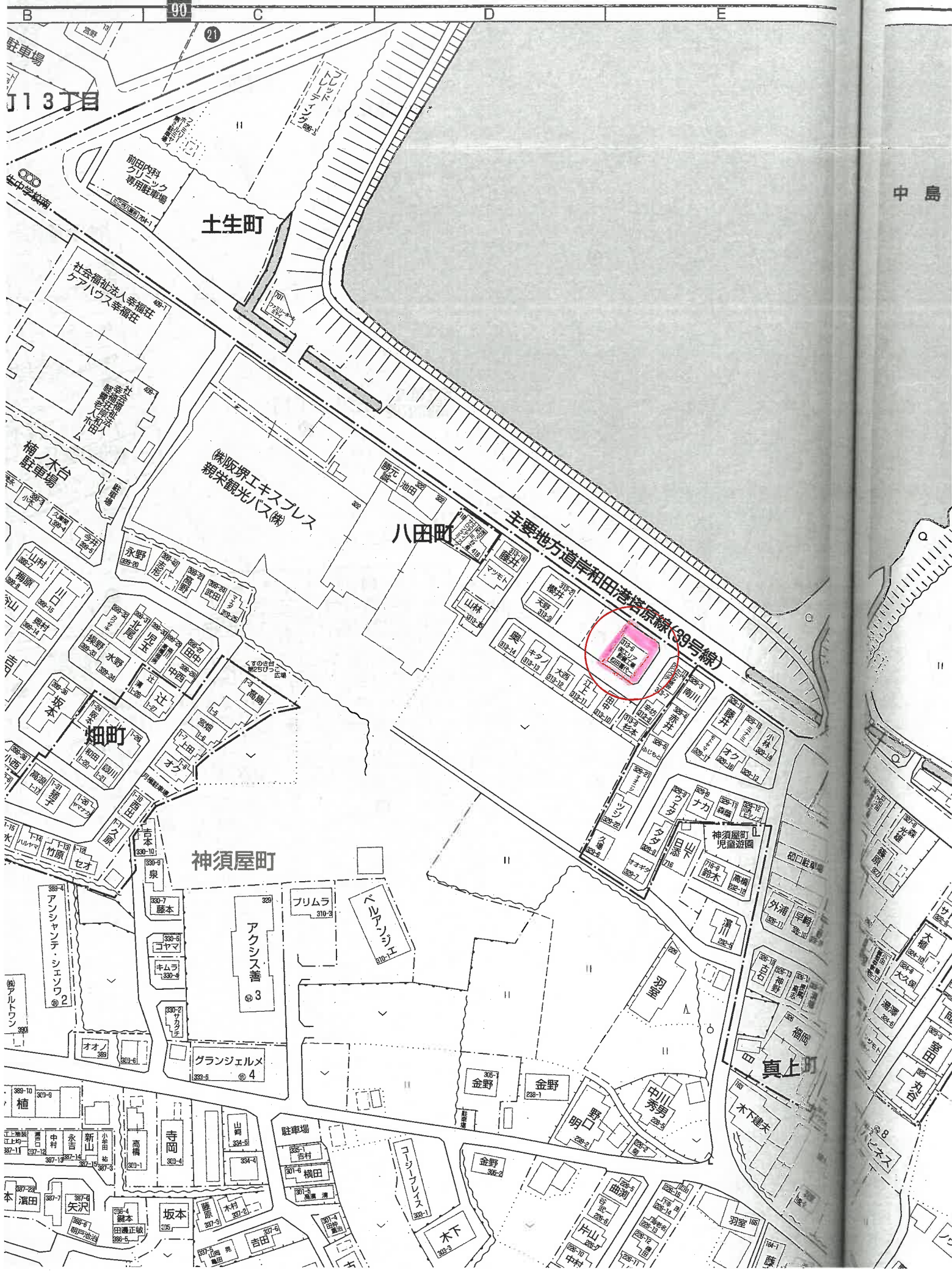


級建築士事務所  
**建設**  
20-718-078

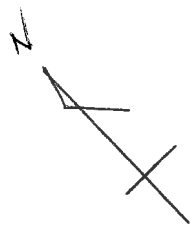
一般建設業設計施工  
リフォーム  
TEL 072-445-7494  
FAX 072-445-7426

各種進物用品・各種記念品・粗供養(法事用品)  
プレゼントもOK  
**ギフトしまもと**  
岸和田市池尻町95-12 TEL.072-445-5830 FAX.445-8797

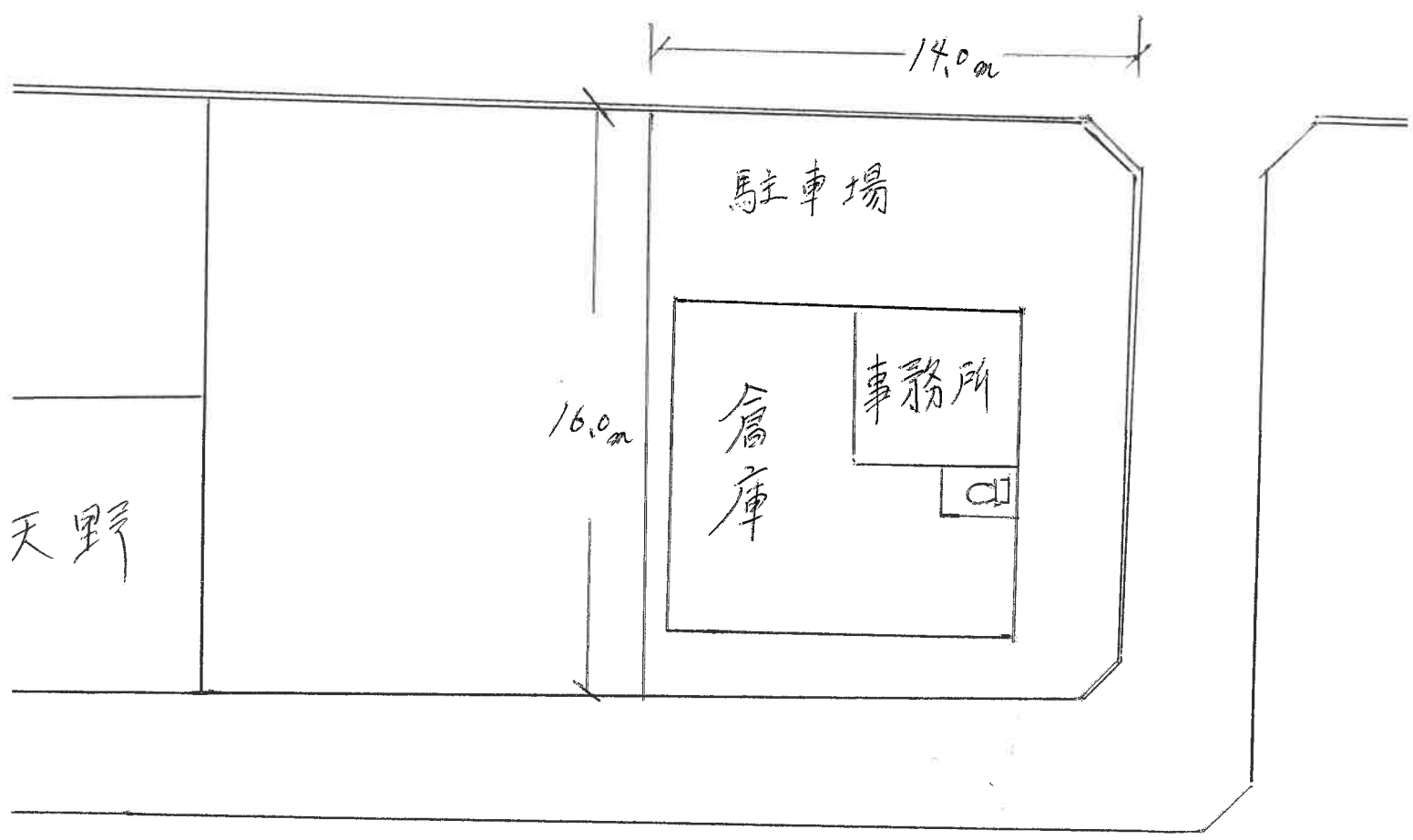
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。  
弁護士法人  
**阪南合同法律事務所**  
南海岸和田駅 徒歩5分 TEL.072-438-7734



中島



府道 塔原岸城跡





TOTO

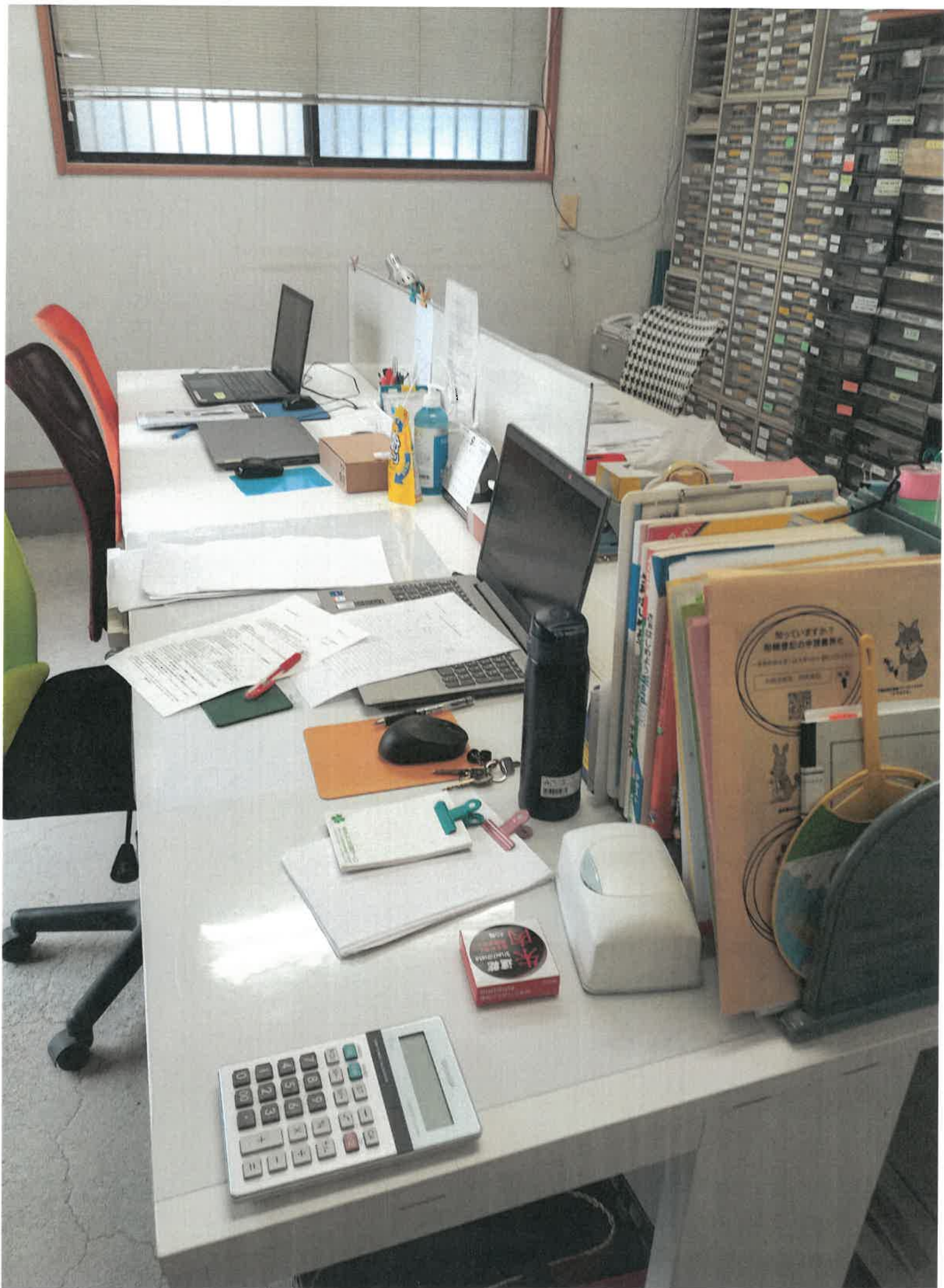
㈱エリア設備工業

水道工事店

各市指定給水装置工事事業者  
各市指定排水設備工事事業者

有限会社 エリア設備工業





## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社エリア設備工業  
 住所 大阪府岸和田市神須屋町1-15-10  
 代表者氏名 代表取締役 植田 喜代一  
 電話番号 072-426-4333  
 FAX番号  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年8月9日

届出者  
氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

津和田市神須屋町1-15-10  
有限会社 エリア設備工業  
代表取締役 植田喜代一  
TEL 072-426-4333

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 エリア設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ウエダ キョカス 植田喜代一	67389	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第六七三八九号

給装置工事技術者免状

本籍 大阪府

氏名 植田 喜代一

昭和三十四年七月二十日生

水道法(昭和三十年法律第七十五)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎

